

千葉県図書館における雑誌カバー等の広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県図書館における雑誌カバー等に掲出する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(掲出可能な広告の範囲)

第2条 広告を掲出することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、千葉県広告掲載要綱（平成18年3月3日施行）第5条及び千葉県広告掲載基準（平成18年3月3日制定）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格、掲出位置及び枠数)

第3条 広告の規格、掲出位置及び枠数は、教育長が別に定める千葉県図書館における雑誌カバー等の広告掲出募集要項（以下、「募集要項」という。）においてこれを指定する。

(広告掲出希望者の募集)

第4条 広告掲出希望者の募集は、公募により行うものとする。

2 前項の募集は、原則として千葉県教育委員会生涯学習部中央図書館管理課ホームページにより行うものとする。

3 教育長は、公募を行うに当たって、受注者となり得る者に対し、広告掲出の案内をすることができるものとする。

(広告掲出料)

第5条 広告掲出料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、教育長が決定し、指定する。

2 教育長は、必要に応じ、広告掲出料を見積合わせにより決定することができる。

3 受注者は、広告掲出料を教育長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、教育長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲出の申込み)

第6条 雑誌カバー等への広告掲出希望者は、千葉県図書館における雑誌カバー等の広告掲出申込書（様式第1号）により、教育長が募集要項において指定する期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲出の決定)

第7条 市長は、第2条の規定に基づき、広告掲出の可否を決定する。

2 市長は、広告掲出の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件について千葉県図書館における雑誌カバー等の広告掲出決定通知書（様式第2号）又は千葉県図書館における雑誌カバー等の広告非掲出決定通知書（様式第3号）により広告掲出希望者に通知する。

3 市長は、広告掲出希望者が、第3条に規定する枠数を超えたときは、抽選により決定する。

4 見積合わせによる広告募集を行った場合は、見積金額が、第3項の規定に優先するも

のとする。

(広告掲出内容の承諾)

第8条 広告掲出をすることができる旨の決定を受けた者(以下「受注者」という。)は、掲出内容及び条件を記載した千葉市図書館における雑誌カバー等の広告掲出承諾書(様式第4号)を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 受注者は、市長が指定する期日までに、指定する場所に広告原稿を提出するものとする。

2 広告原稿は、受注者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第10条 広告の内容及びデザイン等については、市の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、受注者と市が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更要求)

第11条 市長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、受注者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出の取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合には、受注者への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲出を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。

(4) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、雑誌カバー等への広告掲出が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲出の取下げ)

第13条 受注者は自己の都合により、広告掲出を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告主は、千葉市図書館における雑誌カバー等の広告掲出決定通知書(様式第2号)において市長が指定した期日までに、書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲出を取り下げた場合は、納付済みの広告掲出料は返還しない。

(広告掲出料の返還)

第14条 受注者の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を当該受注者に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲出料は、納付済額のうち掲出決定期間の残りの月数に応じた額とする。

3 前2項の規定により返還する広告掲出料には、利子を付さない。

(受注者の責務)

第15条 受注者は、広告の内容等掲出された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 受注者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

この要領は、令和3年8月3日から施行する。

様式第1号

千葉県図書館における雑誌カバー等の広告掲出申込書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉県長

所在地
申込者 名 称
代表者氏名 印

千葉県図書館における雑誌カバー等の広告掲出取扱要領第6条の規定により、下記のとおり広告掲出を申し込みます。なお、申し込みに当たっては、千葉県図書館における雑誌カバー等の広告掲出取扱要領の内容を遵守します。

記

1 広告内容等

- (1) 申込金額 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
(2) 広告の内容

※ 広告の原稿案は、A4サイズの紙面に印刷したもの、又は電子データを提出してください。

2 業 種

3 担当者連絡先

- (1) 担当者氏名
(2) 電話番号
(3) FAX番号
(4) E-mail

様式第2号

千葉市図書館における雑誌カバー等の広告掲出決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

千葉市長 神谷俊一

令和 年 月 日付けで申し込みのあった広告の掲出について、下記のとおり掲出することと決定しましたので通知します。

記

1 広告内容等

2 条件等

- (1) 広告掲出料 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 広告掲出料納付期限 契約書による。
- (3) 広告原稿提出期限 令和 年 月 日
- (4) 広告原稿提出先
- (5) 広告掲出取下げ期限 令和 年 月 日

3 その他

様式第3号

千葉市図書館における雑誌カバー等の広告非掲出決定通知書

令和 年 月 日
第 号

様

千葉市長 神谷俊一

令和 年 月 日付けで申し込みのあった広告の掲出について、下記のとおり掲出しないことと決定しましたので通知します。

記

1 広告内容等

2 掲出しない理由

3 その他



様式第4号

千葉県図書館における雑誌カバー等の広告掲出承諾書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉県市長

所在地
申込者 名称
代表者氏名 印

千葉県図書館における雑誌カバー等の広告掲出取扱要領第7条第2項の規定により決定通知を受けた、雑誌カバー等への広告掲出に際しては、下記のとおりとすることを承諾します。

記

1 広告内容等

2 条件等

- (1) 広告掲出料 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 広告掲出料納付期限 契約書による。
- (3) 広告原稿提出期限 令和 年 月 日
- (4) 広告原稿提出先
- (5) 広告掲出取下げ期限 令和 年 月 日

3 その他

4 担当者連絡先

- (1) 担当者氏名
- (2) 電話番号
- (3) FAX番号
- (4) E-mail